

生徒指導と子どもの権利擁護 —生徒指導提要の改訂と子どもの最善の利益—

浦田 雅夫
(児童学科教授)

本稿では、12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」について、その改訂の背景となる近年の学校や子ども家庭を取り巻く状況について概観し、次に生徒指導提要の改訂版作成における子どもの権利擁護に関する観点の導入経過について、近年の「児童福祉法」改正、「こども基本法」制定、「こども家庭庁」の新設などの動向や文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の記録や資料をもとにそのプロセスをたどる。そして、学習指導要領が示す内容における生徒指導上の配慮について子どもの権利擁護の視点からいくつかの私見を述べる。

キーワード：生徒指導提要、子どもの権利条約、児童福祉法、こども基本法、学習指導要領

1. はじめに

非行の第2のピークである1965年に公表された『生徒指導のてびき』は、同じく非行の第3のピークである1981年に『生徒指導の手引き』として改訂された後、約30年の時を経て、教育基本法等の改正を踏まえ2010年に『生徒指導提要』として公表された。それから12年、2022年12月、今般『生徒指導提要』は学校と子ども家庭を取り巻く多様な状況に対応するため大幅に内容を刷新し改訂された。筆者は、この改訂された『生徒指導提要』のなかに、子どもの権利条約（『生徒指導提要』では「児童の権利条約」と記載）について、「生徒指導の取組上の留意点」としてその理解を求めている点に注目している。

本稿では、まず『生徒指導提要』改訂の背景として、近年の子どもと家庭のおかれた状況の変化について概観し、次に、近年の児童福祉法改正、こども基本法、こども家庭庁設置の動向について述べる。そのうえで、子どもの権利条約の精神や児童福祉法改正を受けた近年の社会的養護システムの変化のなか、地域や学校にお

いて、これまで以上に子どもやその家庭への配慮が必要な点について述べる。

2. 近年の子どもと家庭を取り巻く状況

(1) いじめ認知件数の増加

『生徒指導提要』が公表された翌2011年、大津市で起きた中2 いじめ自死事件は、連日大々的に報道され社会問題となり、学校や教育委員会の隠ぺい体質があらためて問題とされた。その後、2013年には、超党派による議員立法として「いじめ防止対策推進法」が成立した。同法では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定されている。すなわち、いじめはいじめられたと感じている本人の主観によるものと解されることから、教師が軽微だと思ふようなことであっても、いじめとなり、どの児童生徒にも生じる可能性の

ある事象となった。したがって、これまでよくみられた「本校ではいじめは一件もありません」というような類の校長の発言は逆にいじめを発見できていない証言とみなされるようになり、毎年、公表される自治体別いじめの認知件数では、認知数の多い学校や自治体ほど、むしろ積極的にいじめを発見しているという評価を受けることになった。

表1 文部科学省（2022）

学校におけるいじめの認知件数・認知率の推移

校種	小学校	小学校	中学校	中学校
年度	認知(発生)件数	1,000人当たりの認知(発生)件数	認知(発生)件数	1,000人当たりの認知(発生)件数
	(件)	(件)	(件)	(件)
2010年度	36,909	5.3	33,323	9.4
2011年度	33,124	4.8	30,749	8.6
2012年度	117,384	17.4	63,634	17.8
2013年度	118,748	17.8	55,248	15.6
2014年度	122,734	18.6	52,971	15.0
2015年度	151,692	23.2	59,502	17.1
2016年度	237,256	36.5	71,309	20.8
2017年度	317,121	49.1	80,424	24.0
2018年度	425,844	66.0	97,704	29.8
2019年度	484,545	75.8	106,524	32.8
2020年度	420,897	66.5	80,877	24.9
2021年度	500,562	79.9	97,937	30.0

表1は文部科学省(2022)が公表している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における「いじめの認知件数・認知率の推移」である。旧『生徒指導提要』が公表された2010年度の児童生徒1,000人あたりのいじめ認知件数をみると小学生では5.3件、中学校では9.3件であった。しかし、2011年の大津でのいじめ事件後、「いじめ防止対策推進法」成立を受けていじめの認知件数は激増し、2021年度の児童生徒1,000人あたりのいじめ認知件数は、小学校では約80件、中学校では30件になっている。いじめ事案の対応の増加に伴い、近年では、保護者が弁護士を立てて訴訟を行う事例もみられるようになった。また、インターネットやSNSを通したいじめ事案も多く、学校や教育委員会はいじめ事案への対

応がより困難になっており、児童生徒間でいじめ事象が発展する前の予防的教育が重要になっている。

(2) 不登校の増加

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。2021年度の不登校数は、2010年度比で小学生が約3.6倍、中学生は約1.7倍に増加している。なお、文部科学省は毎年、生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表している。2015年度までは「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」としてそのなかに「不登校」を含めていたが、2016年度からは、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」とし、「不登校」を「問題行動」から切り離している。これは2016年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」および同法を受けた、文部科学大臣による「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」による影響である。同指針では、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。」としている。つまり、もはや不登校は「問題」ではないほど、一般化してきている。一方で、その「不登校」の背景が多様になっているのも事実である。「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において、ある委員は「不登校というくくりが大ざっぱであり、そこに全部入り込むようなネーミングである。登校拒否が不登校に変わって、次にどのように変えるのか、考えないといけないかもしれない。不登校というくくりではなく、その中にいじめもあれば、虐待もあれば、ジェンダーの問題もある。いろいろなことが含まれているので、不登校を見るというより

生徒指導と子どもの権利擁護

かはその子を見るという、一人一人のアセスメントということが不登校そのものを越えた大事な視点」であると述べている。

不登校の背景は多様化しているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、2020年2月末から学校が一斉臨時休業となったことも不登校増加の一因であろう。

表2 文部科学省（2022）不登校児童生徒数の推移

年度	小学校	小学校	小学校	中学校	中学校	中学校
	不登校児童数	不登校児童の割合	不登校児童数の増▲減率	不登校生徒数	不登校生徒の割合	不登校生徒数の増▲減率
	(B) (人)	(B/A) (%)	(%)	(B) (人)	(B/A) (%)	(%)
2010年度	22,463	0.32	0.6	97,428	2.73	▲2.7
2011年度	22,622	0.33	0.7	94,836	2.64	▲2.7
2012年度	21,243	0.31	▲6.1	91,446	2.56	▲3.6
2013年度	24,175	0.36	13.8	95,442	2.69	4.4
2014年度	25,864	0.39	7.0	97,033	2.76	1.7
2015年度	27,583	0.42	6.6	98,408	2.83	1.4
2016年度	30,448	0.47	10.4	103,235	3.01	4.9
2017年度	35,032	0.54	15.1	108,999	3.25	5.6
2018年度	44,841	0.70	28.0	119,687	3.65	9.8
2019年度	53,350	0.83	19.0	127,922	3.94	6.9
2020年度	63,350	1.00	18.7	132,777	4.09	3.8
2021年度	81,498	1.30	28.6	163,442	5.00	23.1

(3) 自殺

表3 文部科学省（2022）

学校から報告のあった自殺者数

年度	小学生	中学生	高校生	計
	(人)	(人)	(人)	(人)
2010年度	1	43	112	156
2011年度	4	41	157	202
2012年度	6	49	140	195
2013年度	4	63	173	240
2014年度	7	54	171	232
2015年度	4	56	155	215
2016年度	4	69	172	245
2017年度	6	84	160	250
2018年度	5	100	227	332
2019年度	4	91	222	317
2020年度	7	103	305	415
2021年度	8	109	251	368

日本における自殺者数は、長年3万人を超える状態が続いていたが、2006年に自殺対策基本法が制定されて以降、近年は減少傾向にある。一方、年代別でみると、10から30歳代の死因のトップは自殺である。アイドルや芸能人の自殺やいじめ自殺等の報道のあり方が自殺者数と関連するともいわれているが、特に高校生年齢での自殺が増加している。

(4) 児童虐待の増加

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は統計を取り始めて以降、減少することはなく増加し続けている。2021年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は20万件を超えている。学校での児童虐待対応では学校と市町村、児童相談所等との連携が重要だが、近年においても学校や教育委員会、児童相談所が関与しながらも不適切な対応により、結果的に虐待死した事例もみられる。

「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において、ある委員は、「従来の要保護児童あるいは虐待として対応すべきものについて、平成28年の児童福祉法改正に伴って、市町村の役割の軸が児相との関係で変化してきている。現行の生徒指導提要や学校現場の先生方は福祉との連携となると第一に児相を想定するが、市町村とどう連携するかも重要である。法的関係を前提とする連携が結構あり、関係機関という中でも特に、市町村と児童相談所は項目を立てて、しっかり説明したほうがいい」と指摘している。

(5) 暴力行為

日本では少年の非行や犯罪は減少し続けているが、小学校内における暴力行為（①対教師暴力、②生徒間暴力、③対人暴力、④学校の施設・設備等の器物損壊）の発生件数が増加の傾向にある。「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」のヒアリングで、ある校長は、小学校における暴力行為の背景や原因として、特別な支援を必要とする児童の増加等が要因であると指摘しているが、特別な支援を必要とする児童の増加と「学校」という場、そして「教師」の理解や対応等、問題行動の背景としての個と環境との相互作用をアセスメントしていく必要がある。

3. 子どもの権利擁護を基盤とした子ども観

(1) 児童福祉法の改正

2016年、繰り返し改正を重ねてきた児童福祉法がひととき大きな改正を行った。第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保

障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とし、子どもの権利条約に基づいた人権の保障を明確にした。さらに、第2条第1項では、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」とし、第3条では、第2条の規定、つまり、大人は子どもが意見を表明できる環境を作り、できる限りその意見を尊重し、子どもにとって何が大切かということが一番考えるように努める義務があり、このことは「すべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」と明記した。子どもの権利条約の精神に基づき、子どもを権利の主体として位置付けた。学校でいえば授業において単に児童生徒の意見を聴くということに留まらず、学校の校則や自治体、国の制度や法律作成のプロセスへの参画も含むものである。

なお、第2条第2項では「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」こと。同第3項では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを規定している。

さらに、第3条の2において「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」としてい

る。

日本では、要保護児童のケアについては、長年、児童養護施設がその中心的役割を担ってきた。一方で、国連子どもの権利委員会は、子どもの養育環境を考えた場合、日本のように大規模な施設による集団養育ではなく、できるだけ里親や養子縁組による家庭養育を行うよう勧告を行ってきた。また、2009年には、第64回国連総会において「児童の代替的養護に関する指針」が採択され、国際的に脱施設化の方向性が確認された。日本でもこのような流れを受け、2010年代に入り段階的に施設の小規模化や里親養育を推進する動きが出ていたが、この2016年の児童福祉法の改正により、これまで施設養護が中心であった日本の社会的養護システムが急速に大きな転換を求められた。つまり、家庭での養育が難しい子どもたちの代替的養育は原則として養子縁組、里親、ファミリーホーム宅で家庭養育を行い、それが困難な場合は施設で小規模なグループケアを行うよう必要な措置を取ることが規定されたのである。その後、2017年8月に「あらたな社会的養育の在り方に関する検討会」が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、具体的な数値目標が示され、国は急速に里親委託を推進し、今日に至っている。2009年から2019年までの10年間で社会的養護が必要な子どもたちの里親やファミリーホームへの委託数は約2倍になっている。一方、児童養護施設入所児童数は約2割減少している。

(2) こども基本法とこども家庭庁

2022年6月に成立した「こども基本法」は、第1条において「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を

明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。」と規定している。なお、この「こども基本法」の対象である「こども」とは児童福祉法上の児童とは異なり、明確な年齢による区分はなく、「心身の発達の過程にある者をいう」としている。

こども基本法は、全ての子どもに対する基本的人権の保障、差別の禁止、養育、生活、成長、発達の保障、教育を受ける権利の保障、意見表明権、多様な社会的活動に参画する機会の確保、最善の利益の優先的考慮等、日本国憲法と子どもの権利条約の精神に基づき、その基本理念を打ち出している。

2023年4月に開設予定のこども家庭庁は、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」し、そのための「新たな司令塔」としての役割を担うという。日本は子どもの権利条約を1994年に批准した。約30年が経過し、ようやく子どもを権利の主体として捉える基本的な構造が作られようとしている。

4. 生徒指導提要の改訂と子どもの権利擁護

ここまで、学校や子ども家庭を取り巻く状況や子どもの権利条約を基盤とした児童福祉法改正、こども基本法の制定、こども家庭庁の新設について概観してきたが、このいわばチルドレンファーストの流れは、『生徒指導提要』の改訂にも大きく影響していることが、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の議事録をみるとよくわかる。当初は、改訂にあたりこれほどまでに子どもの権利条約を前面に打ち出す案は想定されていなかったものと思われる。2021年7月7日の第1回会議において「生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方」が示されているが、「背景・目的」、「改訂の基本的な考え」

「その他改訂作業にあたっての留意事項」何れのなかにも、「子どもの権利条約」や「子ども権利」という視点は出てこない。また、第2回、2021年7月30日には、資料として「生徒指導提要（改訂）の目次構成案」があるが、そのなかにも子どもの権利擁護の視点はみられない。第3回、2021年8月25日の資料「第1章サンプル原稿」には、生徒指導が日本国憲法、教育基本法、子どもの権利条約に合致しているという文脈の記載がみられるが、この第3回までの議事録のなかで、子どもの権利擁護の視点から生徒指導を捉え直すような話は出てこない。しかし、第4回、2021年10月15日の資料3-2をみると、「生徒指導提要の目次構成（案）についてのご意見等」において、児童福祉を専門とする委員から、「（生徒指導提要の）基礎的理念の部分については、子どもの権利条約（児童の最善の利益など）を含む、基本目的も示すことが適切かと思う。」という意見が記載され、それに対して、当該条約の基本目的の引用・記載の仕方については要検討としながらも「反映」する旨の方針が記載されている。さらに、同会議の終盤、座長から、「今日、愛知県弁護士会のほうから、子供の権利条約に基づく生徒指導が行えるようにという要望があった。それに関しては、私が作成した第1章サンプル原稿の3ページに記載している。現行の提要にはない子供の権利条約に関する記述もあり、それを参考にしていただければと思う。」という発言がある。なお、第5回、2021年11月26日の資料には、愛知県弁護士会以外にも、日本生活指導学会理事有志や民間団体等5団体の意見書が資料としてあげられているが、何れの団体の意見も共通して、子どもの権利条約や子どもの最善の利益について生徒指導提要の改訂にあたって反映、考慮することを訴える旨の記載がみられる。

第6回、2022年3月7日は非公開で議事録はないが、資料として3団体の意見書が添えられ、その内容は多岐にわたるが共通して子どもの権利擁護の視点に立って意見が述べられている。

第7回、2022年3月29日の会議では改訂試

案が資料として示され、生徒指導の取り組み上の留意点として子どもの権利条約（「児童の権利条約」）についての記載がみられるようになった。子どもの権利条約を基盤とする児童福祉法の改正、こども基本法の制定、こども家庭庁の新設等、時代の流れとして、子どもを権利主体とした子どもの権利条約の視点は生徒指導提要の改訂に外すことのできない視点となったのである。

さて、筆者はかねてから、「道徳科」の内容について、社会的養護が必要な要保護児童の子どもの権利擁護の観点から大きな疑問を持っている。それは、道徳教育の目標を達成するために指導すべき以下の内容についてである。

文部科学省（2017）

「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説
特別の教科 道徳編」

第 3 章 道徳科の内容

第 2 節 内容項目の指導の観点

「B 主として人との関わりに関すること」

〔感謝〕

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

「C 主として集団や社会との関わりに関すること」

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをし、家族の役に立つこと。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。

（中学校）

〔家族愛、家庭生活の充実〕

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

同解説によると「指導に当たっては、自分の成長を願って愛情をもって育ててくれた家族に対して、尊敬や感謝を込めて家族の幸せのために自分には何が貢献できるのかを考えてみる機会を設定することが求められる。そして、充実した家庭生活を築いていくためには、家族の一員としての自分の役割を自覚し、家族のために、積極的に役立つことができるよう指導することが必要である。そのためにも、家族が相互に深い信頼関係で結ばれていることについて考えを深められるよう指導することが大切である。」としている。

親への感謝を伝える「二分の一成人式」は、親として子どもの成長を喜べる絶好の機会である。苦勞して育てた子どもに「ありがとう」と言われる体験を通して、親子ともに愛情を再確認するのである。しかし、このセレモニーは、親子の愛着関係を前提としたなかで成り立つものである。学校の授業のなかでこのような取り組みがあった際、愛着関係がうまく築けなかった子ども、虐待を受け、いまは親に感謝など到底できる状態ではない子どもはどうしたらよいのであろうか。自分の思いを封じ込ませることしかできないのではないだろうか。これは一例だが、学校という集団活動のなかには、さまざまな個別の事情を抱える子どもたちの状況に配慮がみられないことがしばしばある。

今般の生徒指導提要の改訂では、このような個別多様な事情を抱える子どもたちへの配慮についても記載がみられる。

これまで、学校教育のなかでは、その学校が所在する地域に児童養護施設等がない限り、社会的養護のもとで生活する子どもの実状があまり理解されてこなかったのではないだろうか。生徒指導提要の改訂では、「社会的養護」に関しての記載もみられる。「社会的養護の対象となる子供の多くは、何らかの事情で心身に傷ついた

経験を有し、元の住居から離れ、保護者や家族とも離れ生活している点で、大きな困難を抱えています。」「学校の授業や行事などで、実親に育てられていないことや、出生以降の家庭生活が継続していないという事情を考慮しない取組が（学校で）なされ、そのことが子供を傷つけることになるという場合が想定されるからです。学校には、そのような体験を持つ児童生徒が少なからず存在するという事に配慮した取組が求められます。」と記されている。

近年、社会的養護における里親養育へのシフトに伴い、これまで学区に児童養護施設等の社会的養護施設のなかった学校においても里親（養子縁組含）やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設等から通学してくる子どもたちが増加することが予想される。また、学校には、外国籍や障害児、ひとり親や保護者の疾病、障害、あるいは近年、注目されているヤングケアラーの子どもたち等もあり、個々の子どものおかれた家庭状況を考慮し、子どもの視点に立った配慮が必要である。とりわけ出生に関する調べ学習や近年、再び盛んに行われるようになった「二分の一成入式」等において親や家族に対する感謝を道徳指導上、半ば強要させるようなことは、代替的養育を行う支援者や子どもたちの混乱を招くばかりではなく、場合によっては子どもを不登校にさせてしまうこともある。感謝は強制されるべきものではない。関係性のなかで感じるものであり、その実感のタイミングは人それぞれであり、まして社会的養護のもとにいる子どもにとっては一生かかるほどの大きな課題であることを理解しておかなければならない。

5. おわりに

さて、学校や教師は、これまで「子どもの最善の利益」を考えてこなかったのであろうか。いやむしろ子どものためを思い、子どものためだからと先回りして、勝手に物事を決めてきたことのほうが多かったのではないか。これからは「子どもにとって何がよいのか」は、子ども

を抜きに考えてはいけない。校則はその典型だろう。そういう意味において、改訂された『生徒指導提要』のまえがきに「子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。」と文部科学省初等中等教育局長が記したことは大きな意味があるだろう。本稿では、生徒指導提要の改訂に伴い、その経過を概観し、生徒指導提要が子どもの権利擁護を前提としたものであることを確認した上で、あらためて生徒指導のありかたについて、とりわけ配慮を必要とする社会的養護のもとにいる子どもたち等へ求められる配慮について述べた。

2010年の「生徒指導提要」は少なからず、ゼロトレランスブームの影響を受け毅然とした対応や社会規範を身につけることに主眼が置かれていた傾向があるが、今般の改訂では、子どもを権利の主体として、その権利保障の観点から述べられている。教育委員会や学校、教師には生徒指導における指導観、子ども観に対して大きな転換が求められる。

子どもは生まれる場所や時代を選ぶことができない。親も教師も選べない。まさに子どもたちがいうところの「ガチャ」である。しかし、だからこそ、いま学校は子どもたちが安心できる場であるのか、安心して子どもたちが自らの意思を表明できる環境にあるのか、この度の生徒指導提要改訂を機に再確認する必要があるだろう。権利の代償として、自己責任を強調するのではなく、事象の背景を理解し、児童生徒の選択や自己決定、意見表明をよりそい支える支援や対話が生徒指導に求められる。

文献

- 1) 文部科学省（2022）『生徒指導提要』2022-12-06
Ver.1.0.0
- 2) 文部科学省（2022）「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
- 3) 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議 議事要旨・議事録・配付資料」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/giji_list/index.htm
（最終閲覧日 2022年12月24日）
- 4) 文部科学省（2017）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
- 5) 文部科学省（2017）「小学校学習指導要領解説 道徳編」
- 6) 川瀬瑠美（2019）. 「二分の一成人式」の実施をめぐる現状と課題—「特別活動」と「総合的な学習の時間」の目標を踏まえて—, 広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 第68号, pp.55-63
- 7) 徳永祥子（2018）. 社会的養護におけるライフヒストリーワークから見る「生い立ちの授業」「二分の一成人式」と当事者活動, 『現代の社会病理』第33号, pp.55-64
- 8) 浦田雅夫（2022）. 社会的養護とヤングケアラー, 教育6月号 教育科学研究会編

付記

本稿では、各省庁、法律の規定等により「子供」、「こども」、「児童」、「生徒」など不統一であるがそのまま記載している。なお、それ以外の部分について表記する場合、筆者は「子ども」と記している。